

株式会社 ワイルドwind

倫理規程

第 1 章 総則

(組織の使命及び社会的責任)

第 1 条 株式会社ワイルドwind (以下「この法人」という。) は、環境的にも経済的にも持続可能で、森林の耐災害性を高める小規模林業の普及推進、並びにアウトドアレクリエーション活動を通じて、世界に誇れる吉野林業の復活と中山間地域の生業づくりに貢献し、森林の価値と豊かな地域の自然資源を未来世代に引き継いでいく責務を十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

(基本的人権の尊重)

第 2 条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

第 3 条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にそむくことなく、適正に事業を運営しなければならない。

2. この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。
3. この法人の役員及び職員 (以下「役職員」という。) は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第 4 条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第 5 条 役職員等は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反取引が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第 6 条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第 7 条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第 8 条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第 9 条 役員等、当団体の事業活動の成果の向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、株主総会での決議により行う。

附 則

1. この規程は、令和3年4月1日より施行する。

以上